

条例第 15 条第 1 項第 1 号に規定する工事請負に係る単価（1 時間当たり）

令和 2 年 2 月 14 日付けで国土交通省が発表した「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（東京都）の 9 割をもって 49 職種の単価とする。

単位：円

No.	職 種	最低額	No.	職 種	最低額
1	特殊作業員	2,768	26	高級船員	3,285
2	普通作業員	2,419	27	普通船員	2,599
3	軽作業員	1,733	28	潜水士	4,613
4	造園工	2,385	29	潜水連絡員	3,184
5	のり面工	3,049	30	潜水送気員	3,162
6	とび工	3,072	31	山林砂防工	3,027
7	石工	3,072	32	軌道工	5,085
8	ブロック工	2,847	33	型わく工	2,925
9	電工	2,869	34	大工	2,880
10	鉄筋工	3,105	35	左官	3,117
11	鉄骨工	2,892	36	配管工	2,577
12	塗装工	3,184	37	はつり工	2,824
13	溶接工	3,398	38	防水工	3,364
14	特殊運転手	2,723	39	板金工	3,139
15	一般運転手	2,262	40	タイル工	※1 2,644
16	潜かん工	3,375	41	サッシ工	2,880
17	潜かん世話役	3,994	42	内装工	3,117
18	さく岩工	3,364	43	ガラス工	2,802
19	トンネル特殊工	3,308	44	建具工	※2 2,743
20	トンネル作業員	2,734	45	ダクト工	2,509
21	トンネル世話役	3,780	46	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,375	47	設備機械工	2,588
23	橋りょう塗装工	3,510	48	交通誘導員A	1,744
24	橋りょう世話役	3,870	49	交通誘導員B	1,519
25	土木一般世話役	2,779			

※について 令和 2 年 3 月適用の設計労務単価に東京都の設定がないため次のように算出した。

※1 平成 26 年 2 月適用の東京都の単価を用いて算出した。

※2 令和 2 年 3 月適用の関東の平均値を用いて算出した。

条例第 15 条第 1 項第 2 号（業務委託）及び第 3 号（指定管理）に係る単価
（1 時間当たり）

規則第 7 条 （適用する公共調達）	賃金構造基本 統計調査上の 産業	主たる業務内容	最 低 額 （円）
施設の設備若しくは 機器の運転又はそれら の管理に関する契約	製造業	設備の保守点検	1,047
	サービス業	施設・設備の管理（運転等）	1,036
施設の管理（受付等（電話交換・ 自転車駐車場管理含む））			
施設の清掃			
施設の清掃に関する 契約			
資源物等の収集及び 運搬に関する契約		ごみ収集・運搬	